

農地法第3条の規定に基づく農地の売買、贈与、貸借等の許可について

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。また、農地法各申請書は、本人または行政書士のみ受け付けます。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条の規定に基づく許可を受けるためには、次の要件の全てを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ・ 申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地周辺の農地利用に影響をあたえないこと（地域との調和要件）

○ 農地法第3条許可の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、必要な手続き方法などをご説明いたします。
- ・ ご相談 ～ 許可申請 ～ 許可・不許可・却下書交付までの流れは次のとおりです。

○ 農地法第3条許可の流れ

